



三井住友銀行のコンプライアンス体制

コンプライアンス体制強化への取り組み

コンプライアンスの確保、すなわち、法令等の社会的規範を遵守することは、企業として当然のことですが、特に、銀行においては、金融機関としての公共的使命と社会的責任に照らし、コンプライアンスの確保がより重要視されます。

三井住友銀行では、三井住友フィナンシャルグループの基本方針を踏まえ、全役職員に、「信用を重んじ、法律、規則を遵守し、高い倫理観を持ち、公正かつ誠実に行動すること」を求めるなど、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付けています。

コンプライアンス体制と運営

三井住友銀行では、「各店舗が自己責任において事前にコンプライアンスにかかる判断を実施し、事後に独立した業務監査部門が厳正な監査を行う二元構造」を、コンプライアンス体制の基本的な枠組みとしています。

この二元構造を維持し、有効に機能させていくために、総務部と法務部の2つの部からなる「コンプライアンス部門」が、経営の指示のもと、コンプライアンス確保のための体制整備を企画・推進すると共に、各店舗に対する指示・モニタリングや、各店舗のコンプライアンスにかかる判断のサポートを実施しています。

具体的な三井住友銀行のコンプライアンス体制の枠組みは、下図に示す通りであり、このような枠組みを有効に機能させるべく、三井住友銀行では、次のような運営を行っています。

コンプライアンス・マニュアルの制定

役職員が行動を選択する上で、その目標・指針となるよう、60の行動原則からなるコンプライアンス・マニユア

ルを取締役会の決議をもって制定し、役職員に周知徹底しています。

コンプライアンス・プログラムの策定

三井住友銀行および連結対象各社におけるコンプライアンスを有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、コンプライアンスに関する具体的な年間計画を取締役会で策定し、体制整備を進めています。特に平成19年度は、商品・サービスに関するチェック態勢の強化や、平成19年中に施行される予定の金融商品取引法への遺漏なき対応の他、独占禁止法や利益相反等に係るリーガル・チェック等態勢の強化、更なる情報セキュリティの強化などを重点目標として掲げ、行内ルールを整備や、研修、モニタリングの強化を進めています。

コンプライアンス・オフィサー等の設置

各店舗に設置しているコンプライアンス・オフィサーに加え、法人部門、個人部門などの一部の業務部門においては、業務推進ラインから独立した「コンプライアンス統括オフィサー」を配置し、営業拠点のコンプライアンス活動の指導・監督を実施しています。

コンプライアンス委員会等の設置

行内の各種業務に関して、コンプライアンスの観点から広く検討・審議できるよう、行内の横断的な組織としてコンプライアンス委員会を設置しています。委員会は、コンプライアンス担当役員を委員長、関連部長を委員としていますが、その検討・審議が、公平・中立な観点から真摯に行われるよう、外部有識者を諮問委員として迎えています。

更に、平成18年には、コンプライアンスやCSに係るモニタリング機能の強化とその客観性を確保する観点から、社外取締役、外部有識者を主要メンバーとする業務管理委員会を設置しています。

■コンプライアンス体制の基本図

